

令和2年10月期に養成課程研修（集合研修）を実施するに当たり研修生の皆さんに留意してもらいたいこと

今回の研修を実施するに当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を徹底することが非常に重要です。皆さんの健康を維持し、また、地域住民の皆さまの研修への御理解を得ることが、円滑な研修実施のためには欠かせないことです。

裁判所職員総合研修所では、次の1の事項を実践していますので、皆さんにおいても2以降の点に各自が十分に留意し、忘れずに行ってください。

1 研修所の感染防止対策

- ・ 建物や部屋の出入口など随所にアルコール手指消毒剤を設置。寮には寮生が次亜塩素酸ナトリウムによる清掃ができるよう、いわゆる「ハイター」を整備し、また、共用部分（給湯室及びランドリー室）にも消毒剤を設置。
- ・ 研修所内ではマスクを着用する。
- ・ 毎朝、登庁前に検温し、記録する。
- ・ 教室や寮においては3密を避ける対策（教室の収容人数制限（例えば一部生は3教室リンクを行うなどして、収容率50%未満で1メートル以上の間隔を空けて着席）、社会的距離の確保、EVの搭乗制限等）を実施
- ・ 研修所内を通行する際は、私語を慎む。
- ・ 教室内又は寮内でマスクや鼻紙などを捨てる場合は、ビニール袋に入れてその袋を縛るなどして清掃業者の感染防止に留意する。
- ・ 教室や執務室について空調機により強制換気をする。
- ・ 手の触れる場所（ドアノブ、手すり、EVのボタン等）の消毒
- ・ 対面場所に段ボールパーティション等による遮蔽を設置
- ・ 食堂では、接触感染の防止のため、箸、湯茶及び調味料の提供を停止。配膳、下膳の際のソーシャルディスタンスの確保のため床面に待機位置をマーク。
- ・ 運動場、トレーニングルーム、寮の談話室等の使用禁止
- ・ 非常勤の医師及び看護師が健康相談（現在は基本的に電話）に応じる態勢
- ・ カウンセラーによるカウンセリングの実施（現在は電話カウンセリングのみ）
- ・ 体調不良の研修生に対し、最寄りの医療機関を紹介する態勢（現在は発熱者等の受診は保健所と連携）
- ・ 6月に、国立保健医療科学院健康危機管理研究部長を招き、総研の施設を見学してもらった上、研修機関における感染防止対策についての講義をしてもらい、施設運営上のアドバイスを受けた。

2 研修生による感染防止策

- ・ 手洗いや手指消毒剤の使用を励行する。
- ・ 研修所内ではマスクを着用する。
- ・ 毎朝、登庁前に検温し、記録する（体調不良時には提出を求めることがあります。）。
- ・ 発熱の場合を含め体調が不良の場合は登庁せず休暇取得を申請する（管理棟及び寮において貸出用の体温計を準備）。

- ・ 社会的距離の確保に注意する(向かい合って着席しない、EVの搭乗制限を守る等)。
- ・ 研修所内を通行する際は、私語を慎む。
- ・ 教室内又は寮内でマスクや鼻紙などを捨てる場合は、ビニール袋に入れてその袋を縛るなどして清掃業者の感染防止に留意する。
- ・ 教職員の指示に従って、適宜窓を開けて教室の換気をする。
- ・ 筆記用具は使い回しせず、自分のものを利用する(登庁簿など)。

3 研修生の研修所への出入りについて

- ・ 公共交通機関を利用する際には、必ずマスクを着用し、会話・発声を差し控えることを徹底する。特に、和光市駅と研修所の間の路線バスにおいては、高齢者を含む沿線住民の方々が多く利用していることに十分に留意し、混雑しているバスの利用を可能な限り避けるとともに、乗車時には静肅を保ち、整然と利用する。
- ・ 入寮に当たっては、参集時の路線バス内や、入寮受付時に混雑を招かぬよう分散集合を指示するので、あらかじめ指示された時間帯に集合する。
- ・ 研修期間中は、不要不急の外出を自粛することを徹底する。
- ・ 懇親会や会食は、研修所内外を問わず行わない。
- ・ 入寮者の食事は原則として三食とも食堂を利用する。

4 食堂について

- ・ 利用者はマイ箸及び飲料を持参する。
- ・ 食事の前には、必ず手洗いや手指消毒剤を使用する。
- ・ 配膳、下膳の際は床面のマークに沿って待機する。
- ・ 対面を避け、席の間隔を空けて着席し、着席が制限されている席は使用しない。
- ・ 食堂内においても、喫食時以外はマスクを着用する。
- ・ 喫食中は会話を控える。
- ・ 喫食後は速やかに食堂から退出する。

5 寮について

- ・ 寮内でも共用部分を利用する際はマスクを着用する。
- ・ 退寮時には浴室・トイレ(シャワーカーテン、洗面台を含む。)の清掃を徹底する。また、各自が適宜、寮に準備されている次亜塩素酸ナトリウム(いわゆる「ハイター」)で希釀溶液を作り、寮の自室を消毒する。
- ・ 洗濯機や冷蔵庫等の備品利用の際に消毒を励行する。
- ・ 寮の居室は、本人以外の入室禁止(※従前から禁止されている。)
- ・ 寮の共用エリア(ロビー等)における飲酒禁止(※従前から禁止されている。)
- ・ 寮の談話室の使用禁止
- ・ 学習室を使用する際は対面を避け、席の間隔を空けて着席する。また、換気システム(ロスナイ)を運転する。

6 その他の施設利用について

- ・ 喫煙所での密集防止及び会話の制限